

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	種苗法の一部を改正する法律
規制の名称	（１）品種登録表示の義務化 （２）在外者の代理人の設置義務化
規制の区分	新設
担当部局	農林水産省食料産業局知的財産課
評価実施時期	令和２年２月
規制の目的、内容及び 必要性等	（１）品種登録表示の義務化 一般に種苗はその外観だけでは品種の区別がつかないものが多いため、種苗の利用者において、利用する種苗が登録品種であるか否かを容易かつ確実に識別した上で購入の意思決定をできるようにすることが重要である。また、大多数の種苗会社や個人育種家は、登録品種が無断利用されないよう、従前の業界慣行どおり、登録品種の種苗に品種登録表示を付すことが想定されるものの、万一、今般の法改正により育成者権の保護が強化されることに伴い、業界慣行を知らない者が、品種登録表示を付さずに登録品種の種苗を市場に流通させた場合等は、種苗の利用者において、購入する種苗が登録品種であるか否かを確認するために、相応の手間を要することとなる。そのため、①登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その譲渡をする登録品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示を付すことを義務付けることとし、また、②登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者に対して、その展示をする登録品種の種苗若しくはその種苗の包装又はその広告に、品種登録表示をすることを義務付けることとする旨の見直しを行う。 （２）在外者の代理人の設置義務化 現行法においては、在外者が品種登録出願する際に、在外者に対して国内に代理人を設置する義務を求める規定を設けておらず、実務上、国内に代理人を置くように依頼しているものの、出願者の怠慢により連絡を取ることが困難になった場合には、品種登録出願を拒絶する手段もない状況となっている。将来的に、在外者からの出願がさらに増えることに伴い、前述のような代理人の設置依頼に応じない在外者が増えた場合には、これらの審査手続に莫大な時間及び労力が割られることとなり、円滑な審査手続の実施に支障が生じるおそれがある。このため、在外者は、国内に住居又は居所を有する代理人によらなければ、種苗法に基づく、品種登録出願その他品種登録に関する手続をすることができないこととする

	旨の見直しを行う。	
想定される代替案	(1) 品種登録表示の義務化 登録品種の種苗を業として譲渡する者に、譲受人に対して品種登録されている旨の伝達や、取引記録の作成、保管等を義務付ける。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 在外者が品種登録出願する場合には、国内に法人を設立すること等を義務付ける。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	(1) 品種登録表示の義務化 品種登録表示の努力義務が規定(平成19年改正)されてから10年程度経過しており、登録品種の種苗を市場流通させている種苗会社や個人育種家においては、無断で登録品種が利用されることのないよう、品種登録表示を付すことが業界慣行として定着しているため、当該規制の導入に起因する追加的な遵守費用は生じない。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 国内に代理人を置いていない在外者からの出願について、改正後は代理人の設置のための費用が新たに必要となる。1年目に海外出願に係る事務(願書作成等)において新たに負担することとなる費用が約10万円、2年目以降に品種登録審査に係る事務(種苗輸出手続、審査時の資料作成等)において新たに負担することとなる費用が約5万円/年であり、国内の代理人を設置した在外者からの出願が登録されるまでに平均2.7年要することから、出願1件	(1) 品種登録表示の義務化 当該代替案の遵守費用として、登録品種の種苗に係る流通過程の者において、品種登録されている旨の伝達、取引記録の作成、保管義務のための人件費負担が発生する。これらの義務を遵守するための平均的な作業時間を0.5時間/日とすると、1年当たり約3.68億円の遵守費用が生じる。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 在外者が品種登録出願する場合に、国内に法人を設立するための費用が必要となる。法人設立費用が約34万円、社員を雇用するための経費が約485万円/年の遵守費用が生じる。

	当たり約 18.5 万円の遵守費用が生じる。	
行政費用	(1) 品種登録表示の義務化 各地方農政局等における流通している種苗の表示の適正性の監視及び不適切な表示に対する是正指導及び本省における統括業務として、1 年当たり約 550 万円の行政費用が生じる。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 当該規制の導入後は、品種登録出願をした在外者が代理人の設置に応じない場合には、補正命令を発した上で当該品種登録出願は却下されることになるため、追加的に生じる行政費用は見込まれない。	(1) 品種登録表示の義務化 当該代替案の行政費用としては、流通過程にいる者の取引全般を対象として監督することが求められるため、流通過程にある登録品種を監視対象とする、左記の品種登録表示の適正性等の監視に要する費用（1 年当たり約 550 万円）よりも多額の行政費用が生じることが見込まれる。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 同左
直接的な効果(便益)の把握	(1) 品種登録表示の義務化 種苗の利用者において、購入する種苗に関する情報の検索コストを節減させることが期待される。市場流通している登録品種の種苗に適切に品種登録表示が付されている場合は、当該表示が付されていない場合よりも 1 年当たり 2 日多く必要となると仮定すると、種苗の利用者において、情報検索のために必要な人件費を約 5.45 億円節減させることが期待される。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 当該規制の導入により、国内の代理人を設置しない在外	(1) 品種登録表示の義務化 同左 (2) 在外者の代理人の設置義務化 同左

	者からの出願に係る処分期間を短くすることを通じて、農林水産省の審査官が当該出願の審査に要する行政費用を節減させることが期待される。国内の代理人を設置しない在外者からの出願に係る処分は、国内の代理人を設置している在外者からの出願に係る処分よりも、約 2.3 年長い期間を要するため、出願 1 件あたり、約 38.4 万円の行政費用が節減されることが期待される。	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	(1) 品種登録表示の義務化 当該規制の導入により、品種登録表示が適正に表示されると、その反射的效果として、利用する種苗が一般品種であるか否かについても明確になり、種苗の利用者の品種選択の幅が広がるとともに、適正な種苗の市場流通を確保することができるため、農業者の所得向上や地域の振興に繋がることが期待される。また、海外流出防止や産地化・ブランド化の実効性が担保されるため、新品種育成のインセンティブを向上し、農林水産業の発展を図ることができると期待される。 (2) 在外者の代理人の設置義務化 当該規制の導入により、円滑な出願審査が可能となると、1 年間に処理できる品種登録出願件数や新規登録件数が増加し、農業者の所得向上や地域振興に繋がり、農林水産業の発展が図られることが期待される。また、UPOV 加盟国間の共通電子出願システムと接続した場合における審査手続の停滞のおそれが緩和されるため、早期に同システ	(1) 品種登録表示の義務化 同左 (2) 在外者の代理人の設置義務化 左記の副次的な効果及び波及的な効果がある一方で、当該代替案は、新たに品種登録出願する在外者に対して、日本国内に法人を設立するためのコストを負担させることとなり、既に品種登録されている又は品種登録出願をしている在外者との間でコストの非対称性が生じることとなるため、事業者の競争状況へ負の

	ムとの接続が可能となり、これにより、我が国の優良品種の海外出願が促進され、海外流出防止を図ることができる と期待される。	影響を与えるおそれがある。
費用と効果（便益）の関係	（１）品種登録表示の義務化 遵守費用：登録品種の種苗に品種登録表示を付すことが業界慣行として既に定着しているため、当該規制の導入に起因する追加的な遵守費用は生じない。 行政費用：流通している種苗の表示の適正性の監視及び不適切な表示に対する是正指導のための業務に要する行政費用が、１年あたり約 550 万円生じる。 効果（便益）：種苗の利用者において、購入する種苗についての情報検索に要する人件費が、約 5.45 億円節減することが見込まれる。 これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。 （２）在外者の代理人の設置義務化 遵守費用：国内に代理人を置いていない在外者において、新たに国内の代理人の設置を設置するための遵守費用が、１件当たり約 18.5 万円生じる。 行政費用：当該規制の導入に伴い業務量は増加しないため、追加的に生じる行政費用は見込まれない。 効果（便益）：当該規制の導入により、農林水産省の審査官が当該出願の審査に要する期間を短縮させることができるため、出願１件当たり約 38.4 万円の行政費用を節減させることが見込まれる。 これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。	
その他の関連事項		
事後評価の実施時期等	法施行後５年を目処として事後評価を実施する。	
備考		